

東京都住宅・建築物土砂災害対策事業補助金交付要綱

制定 令和 5年 3月 27日

4 都市建企第 1112 号

令和 6年 3月 26日

5 都市建企第 1337 号

最終改正 令和 7年 3月 26日

6 都市建企第 1423 号

(目的)

第1 この要綱は、住宅・建築物土砂災害対策改修事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業（以下「住宅・建築物土砂災害対策事業」という。）を実施する区市町村に対し、当該事業に要する経費を東京都（以下「都」という。）が補助するに当たり必要な事項を定め、土砂災害から人的被害を防ぐための住宅・建築物の安全対策を促進し、もって都民の安全・安心の確保を図ることを目的とする。

(通則)

第2 住宅・建築物土砂災害対策事業に係る都の補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3 この要綱における用語の意義は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付国官会第 2317 号。以下「国要綱」という。）で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 住宅・建築物土砂災害対策改修事業

国要綱附属第Ⅱ編第 1 章イ-16- (12) -①3 の 9 「住宅・建築物の土砂災害対策改修」に関する事業をいう。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

国要綱附属第Ⅱ編第 1 章イ-16- (12) -③の「がけ地近接等危険住宅移転事業」をいう。

(3) 土砂災害対策改修

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 80 条の 3 の規定について既存不適格である住宅・建築物で、建築物等の外壁及び構造耐力上主要な部分（土石等の高さ以下の部分であって、土砂災害の発生の原因となる自然現象（河道閉塞による湛水を除く。）により衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下「外壁等」という。）を同規定に適合する構造方法とすること又は当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する土石等の高さ等以上の高さの門又は塀を当該外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るように設けることをいう。

(4) 土石等の高さ等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）の指定において、知事が土砂災害防止法第 9 条第 2 項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号。以下「土

砂災害防止法施行令」という。)第4条の規定に基づき定めた土石等の高さ又は土石流の高さをいう。

(5) 危険住宅

国要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-③1.2に規定する危険住宅のうち、土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格の住宅(当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。)又は土砂災害特別警戒区域若しくは土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域に存する住宅(建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものに限る。)をいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。

(補助対象者)

第4 補助金の交付の対象となる者は、この要綱に基づき、住宅・建築物土砂災害対策事業を行う区市町村とする。

(補助事業)

第5 補助金の交付対象となる事業は、この要綱に基づき区市町村が行う、住宅・建築物土砂災害対策事業(以下「補助事業」という。)とする。ただし、都が別に行う事業において補助金が交付されていないものに限る。

(補助事業の実施期間)

第6 第11の規定により交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の補助を受けようとする会計年度の末日までに補助事業を完了させるものとする。

(補助事業の要件)

第7 補助事業の要件は以下のとおりとする。

1 住宅・建築物土砂災害対策改修事業は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 対象となる住宅及び建築物が次のア及びイに該当するものであること。

ア 土砂災害特別警戒区域内の住宅及び建築物であること。

イ 建築基準法施行令第80条の3の規定について既存不適格であること。

(2) 土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 移転事業の対象となる危険住宅については、原則として除却するものであること。

(2) 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、次のア及びイに適合するものでなければならない。

ア 原則として、土砂災害特別警戒区域外に存すること。

イ 原則として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

(補助対象経費)

第8 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

1 住宅・建築物土砂災害対策改修事業

住宅・建築物の土砂災害対策改修に要する経費

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

(1) 危険住宅の除却等に要する経費

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費

（補助金の交付額）

第9 都が交付する補助金の額は、次の1又は2により算出した交付額（国要綱附属第Ⅱ編第1章イー16ー(12)及びロー16ー(12)に基づく交付金が財源として充当される額の2分の1を超えない額とする。当該額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）かつ予算の範囲内の額とする。

1 住宅・建築物土砂災害対策改修事業に関する交付額は、住宅・建築物の土砂災害対策改修に要する費用（住宅・建築物の土砂災害対策改修に係る工事費（3,360,000円を限度とする。）に23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の4分の1以内の額又は区市町村が補助する額の4分の1以内の額のいずれか低い額とする。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業に関する交付額は、次に掲げる費用の4分の1以内の額又は区市町村が補助する額の4分の1以内の額のいずれか低い額とする。

(1) 危険住宅の除却等に要する費用。ただし、危険住宅の除却に要する費用については1戸当たり「令和6年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」（令和6年3月29日付け国住備第459号、国住整第123号、国住市第87号国土交通事務次官通知）第9により算出した除却工事費を限度とし、その他除却等に要する費用（動産移転費等）については1戸当たり975,000円を限度とする。

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修をするために必要な資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用。ただし、1戸当たり4,210,000円（建物3,250,000円、土地960,000円）を限度とする。

（補助金の交付申請）

第10 この要綱に基づく補助金を受けようとする区市町村は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 補助事業内容、補助金額算出内訳及び実施計画表（別記第1号様式別添）

(2) 区市町村事業要綱等、区市町村事業の内容が分かるもの

(3) その他知事が必要と認める書類

2 1の規定による申請は、補助を受けようとする年度の2月末までに行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第11 知事は、第10の1の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

2 知事は、前項の補助金の交付決定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。

(申請の撤回)

第 12 補助事業者は、この補助金の交付決定の内容又は付された条件に異議がある場合は、補助金交付決定通知書の受領後 14 日以内に補助金交付申請の撤回をすることができる。

(交付決定の変更)

第 13 補助事業者は、補助金の交付決定後、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに補助金交付変更申請書(別記第 3 号様式)に次に定める書類を添えて((2)及び(3)は、変更が生じない場合は省略することができる。)知事に申請しなければならない。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。

(1) 補助事業内容、補助金額算出内訳及び実施計画表(別記第 3 号様式別添)

(2) 区市町村事業要綱等、区市町村事業の内容が分かるもの

(3) その他知事が必要と認める書類

2 1 のただし書に規定する軽微なものとは、補助金の交付決定額を超えない範囲での補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更とする。

3 知事は、1 の規定による変更申請を適当と認める場合は当該変更を承認し、補助金交付変更承認書(別記第 4 号様式)により補助事業者に通知する。

また、適当と認めない場合は交付決定を変更しないことを決定し、通知書(別記第 5 号様式)により補助事業者はその旨を通知する。

(中止又は廃止の承認)

第 14 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後、特別な理由が生じたため補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止・廃止申請書(別記第 6 号様式)により、知事に申請しなければならない。

2 知事は、1 の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、承認することを決定した場合は承認書(別記第 7 号様式)により、承認しないことを決定した場合は通知書(別記第 8 号様式)により、補助事業者はその旨を通知する。

3 補助事業者は、2 の規定により補助事業の中止を承認された場合であって、当該補助事業を再開するときは、再開通知書(別記第 9 号様式)により、通知しなければならない。

(状況報告)

第 15 知事は、必要に応じ、補助事業者に対して期限を定めて補助事業の状況について報告を求めることができる。

2 1 の規定による報告は、知事が定める期限までに執行状況報告書(別記第 10 号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第 16 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書(別記第 11 号様式)に次に定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

また、第 14 の 2 の規定により、廃止の承認を受けたときも同様とする。

- (1) 補助事業成果及び補助金額算出内訳表（別記第 11 号様式別添）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 17 知事は、第 16 の規定により実績報告を受けた場合、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 12 号様式）により補助事業者へ通知する。

- 2 補助金の額の確定は、第 11 の規定により交付決定した額（第 13 の規定により交付決定の変更をした場合は、当該変更後の額）の範囲内で行うものとする。

（補助金の交付）

第 18 知事は、第 17 の規定により確定した額について、補助事業者から請求書（別記第 13 号様式）による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第 19 知事は、補助事業者が次の（1）から（8）までの一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第 14 の規定により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。
- (6) 補助事業費の精算額が第 11 の規定による交付決定に係る補助対象経費（第 13 の規定により交付決定の変更をした場合は、当該変更後の額）に達しないとき。
- (7) 第 11 の規定による補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件（第 13 の規定により変更した内容等である場合を含む。）その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。
- (8) 事業内容及び事業費並びに事情の変更等により交付すべき補助金の額が減額することとなったとき。

- 2 1 の規定は、第 17 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第 20 知事は、第 19 の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、消費税及び地方消費税相当額に対して補助金を交付した場合、補助事業完了後に施行者がその経費について仕入税額控除を行っているかを調査し、補助金の交付の対象となる経費が減額しているときは、当該金額について返還手続を行うものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第21 第19の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次の（１）から（４）までの規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、算出後の額が100円未満の場合又は第19の1の（２）、（４）若しくは（７）に該当しない場合の違約加算金についてはこの限りでない。

- （１）違約加算金は、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した額とする。
- （２）（１）の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は当該返還を命じた補助金の額に充当するものとする。
- （３）知事は、第20の規定により、補助事業者が補助金の返還命令を受け、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金を納付させなければならない。
- （４）（３）の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額とする。

（補助事業の帳簿等の作成及び保管）

第22 補助事業者は、補助事業に関わる収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業の終了後5年間保管しなければならない。

（一括設計審査（全体設計）の申請及び承認）

第23 補助対象者は、補助事業の施行年度が2か年度以上にわたる場合は、初年度にまとめて知事の設計審査（以下「一括設計審査（全体設計）」という。）を受けなければならない。

- 2 一括設計審査（全体設計）を受けようとする者は、一括設計審査（全体設計）を受けようとするときは、当該事業に係る補助金の交付申請前に、一括設計審査（全体設計）の事業（以下「全体設計（全体事業）」という。）及び当該事業における年度ごとの事業（以下「全体設計（各年度事業）」という。）に係るそれぞれの事業費の総額や完了予定期日等について、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- （１）一括設計審査（全体設計）申請書（別記第14号様式）
- （２）一括設計審査（全体設計）申請一覧（別記第14号様式別添）
- （３）工程表
- （４）その他知事が必要と認める書類

- 3 知事は、前項の規定による申請を受けた場合、その内容を審査し適当と認めたときは、これを承認し、一括設計審査（全体設計）承認書（別記第15号様式）により申請者に通知する。

また、適当でないとした場合は、通知書（別記第16号様式）により申請者に通知する。

- 4 補助事業者は、補助金の交付決定後において、当該年度に事業が完了せず補助事業の施行年度を2か年度以上にわたることとした場合は、全体設計（全体事業）及び全体設計（各年度事業）に係るそれぞれの事業費の総額や完了予定期日等について、第2項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 5 知事は、前項の規定による申請を受けた場合、その内容を審査し適当と認めたときは、これを

承認し、一括設計審査（全体設計）承認書（別記第15号様式）により申請者に通知する。

また、適当でないと認めた場合は、通知書（別記第16号様式）により申請者に通知する。

- 6 一括設計審査（全体設計）の承認を受けた事業に係る各年度の補助金額の算定に当たっては、全体設計（全体事業）に着手する時点における要綱を適用し、かつ、全体設計（全体事業）の事業費を基に算出した額に全体設計（各年度事業）の事業割合を乗じた額以内とする。ただし、補助金額の算定に当たり別の算定によることについて知事が必要と認める場合は、この限りでない。

（一括設計審査（全体設計）の変更）

第24 一括設計審査（全体設計）の承認を得た者は、全体設計（全体事業）及び全体設計（各年度事業）の総額等の変更が生じた場合は、速やかに次に定める書類を知事に申請しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- （1）一括設計審査（全体設計）変更申請書（別記第17号様式）
- （2）一括設計審査（全体設計）申請一覧（別記第14号様式別添）
- （3）工程表
- （4）その他知事が必要と認める書類

- 2 知事は、前項の規定による申請を受けた場合、その内容を審査し変更を適当と認めたときは、これを承認し、一括設計審査（全体設計）変更承認書（別記第18号様式）により申請者に通知する。

また、適当でないと認めた場合は、通知書（別記第19号様式）により申請者に通知する。

（申請書類の著作権処理）

第25 この要綱の定めに基づき申請者が提出する書類において、図面や写真等の著作物を利用や記載等をする場合、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条に定める複製権、同法第22条の2に定める上映権、同法第23条第1項に定める公衆送信権、同法第23条第2項に定める公の伝達権等の権利について、申請者は著作物の著作権者から同法第63条に定める都が利用することに関しての許諾を事前に得なければならない。

附 則（4都市建企第1112号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（5都市建企第1337号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（6都市建企第1423号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。